

処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）

~制度概要~

① 処遇改善等加算の種類

	内容		対象者	支給方法・使途	手続き
処遇改善等加算Ⅰ (基礎分)	職員の平均経験年数に応じた人件費	定率加算 平均勤続年数に応じ2~12%	非常勤職員を含む全職員	適切に昇給(勤続年数の長い職員の基本給、手当)等に充当	加算率の認定(4月頃)
処遇改善等加算Ⅰ (賃金改善要件分)	賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対する賃金改善分	定率加算 6%(平均勤続年数が11年以上の場合は7%、キャリアパス要件を満たさない場合は▲2%) ※基準年度は、加算当年度の前年度(これにより難しい場合は加算当年度の3年前の年度とすることも可)	非常勤職員を含む全職員	確実に賃金改善に充当(基本給、手当、一時金等)	計画書(当年度の夏頃) 実績報告書(翌年の秋頃)
処遇改善等加算Ⅱ	技能・経験を積んだ職員の追加的な人件費「基準年度の賃金」(加算Ⅰを含む)に対する賃金改善分	定額加算 4万円×職員数の約1/3 5千円×職員数の約1/5 ※配分人数・配分額の柔軟な運用可	副主任保育士等及び職務分野別リーダー等(職位発令、経験年数等を満たす者) ※園長は配分不可	確実に賃金改善に充当(役職手当・職務手当又は基本給)	計画書(当年度の夏頃) 実績報告書(翌年の秋頃)
処遇改善等加算Ⅲ	職員の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための費用	定額加算 9千円×職員数 ※配分人数・配分額の柔軟な運用可	非常勤職員を含む全職員 ※法人役員を兼務する園長は配分負荷	確実に賃金改善に充当(基本給、手当、一時金等) ※基本給、手当での支払いが賃金改善額の2/3以上であることが必須。	計画書(当年度の夏頃) 実績報告書(翌年の秋頃)



処遇改善等加算の制度については、最後のスライドにHPのリンクを記載しています。

② 処遇改善等加算 I (基礎分)

○ 加算率について

4月1日時点の施設職員の平均経年数によって加算率が確定。

○ 申請時期について

例年3月頃に申請書の提出依頼。
4月の中旬に申請書の提出〆きり

○ 事前準備について (重要)

施設職員の経年数を証明するため職員毎に在職証明書を提出が必要。
⇒ 在職証明書の取得には数週間かかる場合もあるので早めの準備を！

職員一人あたりの平均勤続年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11年以上	12%	7%	
10年以上 11年未満	12%	6%	2%
9年以上 10年未満	11%		
8年以上 9年未満	10%		
7年以上 8年未満	9%		
6年以上 7年未満	8%		
5年以上 6年未満	7%		
4年以上 5年未満	6%		
3年以上 4年未満	5%		
2年以上 3年未満	4%		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		



R5年度の通知文及び申請様式：添付資料11-1-1～11-1-5

③ 処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）の仕組み

○ 加算額の支給方法

毎月の手当や一時金など方法は自由。

※支給計画について職員への周知が必要。

○ 支給計画書（申請書）の提出時期

例年夏～秋頃に申請書の提出×きり

○ 事前準備

給与規定の整備の検討

- ・ 基本給で支払う場合は俸給表の整理
- ・ 手当や一時金で支払う場合は文言整理



処遇改善等加算の制度については、最後のスライドにHPのリンクを記載しています。

④ 処遇改善等加算Ⅱ

1 概要

- ・ 副主任保育士・中核リーダー・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5千円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算を創設

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行う（処遇改善等加算Ⅰと同様）
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

<月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 副主任保育士等の職位の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ 4分野以上（計60時間以上）の研修を修了していること（幼稚園及び認定こども園職員にあっては60時間以上の研修を修了していること）

<月額5千円の処遇改善の対象者>

- ・ 職務分野別リーダー等の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ 担当分野（15時間以上）の研修を修了していること（幼稚園及び認定こども園職員にあっては15時間以上の研修を修了していること）

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、受講状況等を踏まえ、**令和4年度を目的に研修受講の必須化を目指す**

（令和3年度までは研修の受講要件を課さず、令和4年度開始までに、研修の受講状況を踏まえて必須化時期を確定）

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- ・ 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5）を支給
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を**1人以上確保**した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分（月額5千円～4万円未満）
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、**加算対象人数以上確保**する（月額5千円～副主任保育士等の最低額）
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可（令和4年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内）

46

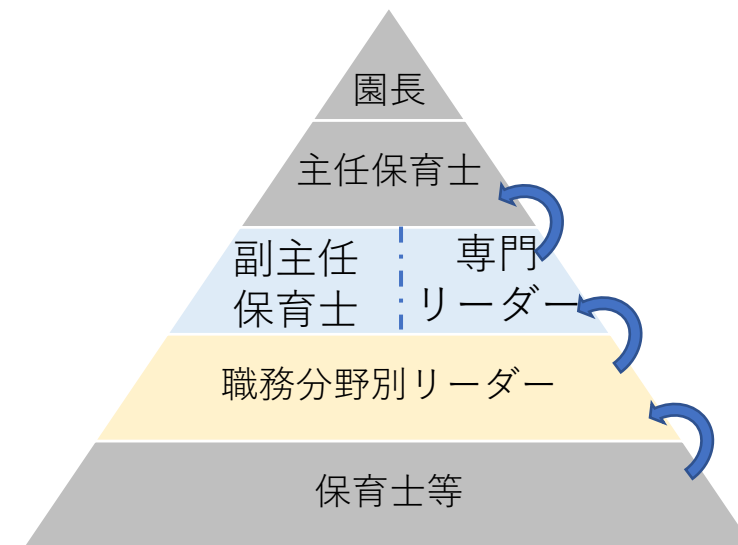


※上図は、内閣府HPの制度資料の抜粋

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

（資料名：施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて）

④ 処遇改善等加算Ⅱの仕組み



1 概要

副主任保育士等（月額4万円の処遇改善）
職務分野別リーダー等（月額5千円の処遇改善）
を設け、保育士等の処遇改善に取り組む施設に加算

2 要件

月額4万円の処遇改善の対象者

- ・ 副主任保育士等の発令
- ・ R5年度末までに2分野以上（計30時間）の研修修了

※30時間の研修修了はR6年度に限る

月額5千円の処遇改善の対象者

- ・ 職務別分野リーダー等の発令
- ・ R5年度末までに担当分野（計15時間）の研修修了

○修了すべき研修及び分野（幼稚園・認定こども園）

研修内容	副主幹保育教諭 (認定こども園) 中核リーダー (幼稚園)	専門リーダー	若手リーダー
教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの	合計60時間以上（うち、マネジメント研修15時間以上）	合計60時間以上	合計15時間以上

左図のように発令種別により必要となる研修及び時間数が異なります。R6年度からはどの発令であっても研修修了要件が課されます。事前に修了要件をよくご確認ください。

○修了すべき研修及び分野（保育園・地域型保育事業所）

研修分野	副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	専門分野別研修のうち3つ以上の研修分野	専門分野別研修のうち4つ以上の研修分野	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1つ以上の研修分野
乳児保育			
幼児保育			
障害児保育			
食育・アレルギー対応			
保健衛生・安全対策			
保護者支援・子育て支援			
マネジメント研修	必須	×（注）	×（注）
保育実践研修	×（注）	×（注）	×（注）

左図のように発令種別により必要となる研修分野及び分野数が異なります。R6年度からはどの発令であっても研修修了要件が課されます。事前に修了要件をよくご確認ください。

3 職員への配分方法（ルール）

- ・ 副主任保育士等への配分額は、月額4万円を1人以上確保した上で、分野別リーダー等に配分可能。
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保が必要。
- ・ 副主任保育士に処遇手当を配分することで、主任保育士と給与額が逆転するなどの場合は、主任保育士に39,999円を上限とした配分が可能。



配分方法の細かいルールはFAQを参照：添付資料 1 1-2

⑤ 処遇改善等加算Ⅱの準備

○ 加算額の支給方法

4月から毎月**対象職員**に支給が必要。

○ 事前準備

・ 対象職員数の確定

試算様式にて次の人数を算出。

副主任保育士等（人数A） 分野別専門リーダー（人数B）



・ 配分計画を立てる

配分ルールに気を付けて配分計画を立てる。

・ 対象職員に発令（R6年4月1日付け）

副主任保育士、分野別専門リーダーとして発令。

・ 対象職員に給与支給（R6年4月分給与から）

給与規定に処遇Ⅱの支払いについて記載。



処遇Ⅱの対象職員を算出するための試算様式：添付資料1 1-3

⑥ 処遇改善等加算Ⅲ

1 概要

職員の賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）等で実施する処遇改善のこと。

2 概要

- (1) 処遇Ⅲで配分した金額の3分の2以上が月々の配分によること
- (2) (処遇Ⅲを初めて受ける場合) 処遇Ⅲの加算額を全額支払うこと
(処遇Ⅲを継続して受ける場合) 初めて処遇Ⅲを受けたときに支払った水準を維持すること

3 配分方法

- ・ 法人役員を兼務する施設長以外であれば誰にでも配分可能。
- ・ 基本給又は毎月決まって支払われる手当のほか、一時金等での支払いが可能。
(ただし、上記(1)の要件を満たす必要があるため、基本的には、基本給又は毎月決まって支払われる手当で実施する必要があります。)

4 加算額

- ・ 処遇Ⅲ加算額 = 単価 × 算定対象人数
- ・ 単価は別途国が定めるもの。算定対象人数は、4月に受ける加算と、当年度の見込み児童数によって算出される。



処遇Ⅲの対象職員を算出するための試算様式：添付資料 1 1-4

⑦ 処遇改善制度概要資料

1 内閣府HP

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

項目：施設型給付費等に係る処遇改善等加算I及び
処遇改善等加算IIについて
⇒**処遇改善等加算I及びIIの説明資料。**

公定価格に関する情報

- ▶ [公定価格の収入見込みと現行収入との比較試算方法チェックポイント\(PDF形式:149KB\)](#)
- ▶ 令和4年度公定価格単価表（施行日:令和4年10月1日）
 - [幼稚園\(PDF形式:243KB\)](#)
 - [保育所\(PDF形式:287KB\)](#)
 - [認定こども園\(教育標準時間認定\)\(PDF形式:264KB\)](#)
 - [認定こども園\(保育認定\)\(PDF形式:322KB\)](#)
 - [家庭的保育事業\(PDF形式:109KB\)](#)
 - [小規模保育事業\(PDF形式:193KB\)](#)
 - [事業所内保育事業\(PDF形式:261KB\)](#)
 - [居宅訪問型保育事業\(PDF形式:66KB\)](#)
- ▶ [「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正について\(PDF形式:73KB\)](#)
[改正後全文\(PDF形式:810KB\)](#) | [参考様式\(PDF形式:843KB\)](#)
- ▶ [公定価格に関するFAQ\(よくある質問\)\(Ver.21\)\(PDF形式:902KB\)](#)
- ▶ [技能・経験に応じた追加的な処遇改善\(処遇改善等加算II\)に関するよくあるご質問への回答\(第6版\)\(PDF形式:254KB\)](#)
- ▶ [施設型給付費等に係る処遇改善等加算I及び処遇改善等加算IIについて1/2\(PDF形式:1,230KB\)](#) | [2/2\(PDF形式:1,995KB\)](#)

2 子ども家庭庁HP

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>

項目：施設型給付費等に係る処遇改善等加算について
⇒**処遇改善等加算の通知**
：技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算II）に関するFAQ（よくある質問）
⇒**処遇改善等加算IIの配分ルールなど**

公定価格に関する情報

- [特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付け通知）（PDF/938KB）](#)
＜加算適用申請書参考様式＞
 - [幼稚園（Excel/92KB）](#)
 - [保育所（Excel/131KB）](#)
 - [認定こども園（Excel/152KB）](#)
 - [家庭的保育事業（Excel/85KB）](#)
 - [小規模保育事業A型・B型（Excel/108KB）](#)
 - [小規模保育事業C型（Excel/92KB）](#)
 - [事業所内保育事業（Excel/110KB）](#)
 - [居宅訪問型保育事業（Excel/46KB）](#)
- [公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.23）（PDF/795KB）](#)
- [施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和5年6月7日付け通知）（PDF/303KB）](#)
[別紙様式（Excel/332KB）](#)
＜参考＞
 - [比較表（PDF/426KB）](#)
 - [平均年齢別児童数計算表（Excel/27KB）](#)
 - [処遇改善等加算II 加算対象職員数計算表（Excel/57KB）](#)
 - [処遇改善等加算III 加算対象職員数計算表（Excel/69KB）](#)
- [技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算II）に関するFAQ（よくある質問）（Ver.7）（PDF/263KB）](#)
- [令和5年度における私立保育所の運営に要する費用について（令和5年6月21日付け通知）（PDF/511KB）](#)